兵庫県公報

令和元年11月29日 金曜日 第5号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規則

^° --'/'

1

公布された法令のあらまし

●卸売市場条例施行規則を廃止する等の規則 (規則第24号)

卸売市場条例の廃止等に伴い、同条例から委任された事項等を定める規則を廃止する等、次の規則について 所要の整備を行うこととした。

- 1 卸売市場条例施行規則
- 2 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則

規

則

卸売市場条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和元年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第24号

卸売市場条例施行規則を廃止する等の規則

(卸売市場条例施行規則の廃止)

第1条 卸売市場条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第17号)は、廃止する。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項を次のように改める。

9 削除

別表第2の15の項を次のように改める。

15 削除

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。